

## 第6節 出土した文字資料からみた

### 古代の山田郡と新田郡

#### 1. 概況

本遺跡2~4区から出土した文字資料は、墨書土器7点と刻書土器1点、刻書紡錘車が2点であった。今回報告する1区では墨書土器が9点出土している。刻書土器の出土はなかった。

墨書・刻書土器は総点数にして17点になるが、いずれにしても総面積15,652m<sup>2</sup>、掘立柱建物跡42棟、竪穴建物跡202棟からなる大集落にしては、出土した墨書・刻書土器の数は極めて少ない。

今回報告する1区を含めて、墨書・刻書土器は、1点以外竪穴建物跡・溝跡・土坑跡の埋土中からの出土であり、また、1点は攪乱土からの出土である。各資料の出土状況にさしたる特徴はない。

文字は1文字ないし2文字のみの記載である。文字が記入されている部位に関して言えば、底部が4例、体部が5例、蓋外面が1例となり、まちまちである。一般的に、関東地方における集落遺跡出土の墨書・刻書土器では、体部に記入される例が多いのに対し、官衙遺跡出土の墨書土器では底部外面に記されるものが多いという傾向がある。

器種の点で言えば、本遺跡出土の墨書・刻書土器17点中15点を須恵器が占める。この点は、墨書・刻書土器の全般的な傾向としてはやや異例である。墨書・刻書土器の出土が特に顕著な関東地方の奈良・平安時代集落遺跡出土資料の全般的な傾向では、概して土師器の方が多いという特色がある。ただし、文字が記された土器の器種は、その遺跡出土土器全体の傾向と同様なのであり、特に、須恵器ないし土師器のどちらかが選ばれて、文字が記入されたというような事例は全く見受けられない。本遺跡においても、須恵器の流通・消費の頻度が一般に比べて高かったために、文字が記入された土器にも須恵器の割合が高いということであろう。本遺跡が所

在する群馬県太田市一帯は、上野国内でも須恵器生産が盛行した地域であり、本遺跡の約2km南東に位置する金山丘陵には須恵器窯が多く造られていた。実際、須恵器窯が多い静岡県西部、愛知県、岐阜県、島根県などの地域においては、奈良・平安時代集落遺跡出土土器における須恵器の占める割合の高さに比例して、墨書土器にも須恵器が多い傾向が指摘されている。

#### 2. 記載内容

今回報告する1区出土の墨書土器では、218号竪穴建物跡出土の判読不明のもの以外では、1文字のみが記されているのは、同じく218号竪穴建物跡出土の須恵器蓋外面に大きく1文字「人」と記されたもの、及び底部外面と体部外面に2箇所に墨書のある332号竪穴建物跡出土の須恵器杯の、体部外面に記された「井」の文字で、他はすべて2文字である。

「山田」と記されたものが、210号竪穴建物跡出土のものと340-733Gr.攪乱内出土のものの2点ある。他には、「人田」と記された235号竪穴建物跡出土のものと、「入多」と記された357号竪穴建物跡出土のもの、「入田」と記された313号竪穴建物跡及び1021号土坑跡出土のもの、「上井」と記された332号竪穴建物跡出土のものなどがある。

「山田」は本遺跡が所在する古代の郡名であり、本遺跡から約1.5km西に位置する太田市緑町の、金山丘陵北東麓の台地上に「古氷」の大字名が遺っており、古くから山田郡家の故地に比定されている。郡家の存在を立証するような遺構・遺物は現在のところ全く確認されていないものの、「堂上」「堂下」「石倉」などの郡家及び関連寺院の施設を連想させるような小字名が遺っており、有力な比定地である。

『楽前遺跡』(1)に掲載できず、本報告書で報告した3区1号溝跡出土の「山田」の2文字が底部外面に墨書された須恵器碗があり、また、『楽前遺跡』(1)で報告した4区1号竪穴建物跡出土の須恵器杯の底部外面に「山」と記されたものは、同報告書では「正」と釈読しているが、実物に当たって改め

て釈読し直し、「山」の1文字が記されたものであることが判明したので、本報告書によって釈文を改める。このように、本遺跡では、山田郡の郡名に関わる文字が記された墨書土器が4点出土している。

357号竪穴建物跡から出土した「入多カ」の墨書土器と、313号竪穴建物跡及び1021号土坑跡から出土した「入田」の墨書土器は、ともに新田郡の郡名の表記と考えられる。新田郡の郡名を「入田」あるいは「入」一文字で記した例は、これまで太田市境ヶ谷戸遺跡、新田郡家郡庁院跡天良七堂遺跡などから出土しており、類例はあるが、「入多」の表記ははじめての出土である。

先述したように、本遺跡は明らかに古代の山田郡の領域内にあり、その山田郡内から隣郡・新田郡の郡名が記された土器が出土していることの意味は重要である。

昨年度刊行した『楽前遺跡』(1)では、4区1号溝跡から出土した「田人」の2文字が記された墨書土器と、4区11号竪穴建物跡から出土した、上部が欠損していて不明ながらも下の文字は「人」と判読できる墨書土器とが、同じ内容である可能性が高いとして、それらが人名の一部である可能性を指摘した。今回報告する1区でも、235号竪穴建物跡から「人田」と、前回報告した4区1号溝跡出土の墨書土器の文字順を逆にした文言が記された須恵器蓋が出土しており、関連を印象づける。

ただ、今回新たに報告する1区235号竪穴建物跡出土の「人田」と記された墨書土器は、字形からみれば間違なく「人田」という表記であるが、同じく1区313号竪穴建物跡及び1021号土坑跡から「入田」と記された墨書土器が出土していることと考え合わせれば、「入田」の意をもって、結果的には「人田」と判読できる字形によって記された可能性をも想定できるのではないだろうか。また、そのように考えて良いとすれば、1区218号竪穴建物跡から出土した須恵器蓋に墨書された「人」の1文字も、新田郡の郡名を意とする「入」の文字として記入された可能性も否定できない。

なお、本遺跡4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡においても「入」と記された新田郡関連の文言が記された墨書土器(7区8号竪穴建物跡埋土出土)とともに、字形からみれば明らかに「人」と記された墨書土器が出土しており(1・2区50号竪穴建物跡埋土出土)、本遺跡出土の墨書土器とともに、実際には新田郡の郡名ないしその一部を記した可能性がある。

また、『楽前遺跡』(1)で報告した4区1号溝跡出土の「田人」と記された墨書土器2点も、「入田」という表記の新田郡名との関連で考える必要も生じよう。新潟県長岡市八幡林官衙遺跡出土郡司符木簡などの例にみられるように、古代において、単語の文字順を入れ替えて表記することは往々にして行われており、あながち荒唐無稽な想定とは言い難い。

そのようにみれば、本遺跡出土の墨書・刻書土器で、判読可能な16点のうち、12点が郡名関連、そのうちの4点が遺跡地が所在する山田郡、8点が隣郡・新田郡の郡名関連ということになる。

### 3. 県内出土の郡名記載墨書・刻書土器

本遺跡出土の判読可能な墨書・刻書土器16点のうちの12点の記載内容が郡名を関連とすると、現在のところ、群馬県内では1遺跡で最も多く郡名記載土器が出土した例になる。南側に隣接する鹿島浦遺跡や東今泉鹿島遺跡においても山田・新田両郡の郡名が記された墨書土器が数点出土していることを考え合わせれば、その傾向は一段と顕著である。

また、本遺跡が古代山田郡の地にありながらも、隣郡の郡名に関わる墨書土器が半数を占めており、むしろ当該郡名を記載したものとの倍の量が出土していることも、全国における郡名記載土器の出土状況からみれば極めて特異である。

郡名が記載された墨書・刻書土器は、静岡県の郡家遺跡からの出土がとくに顕著であるが、全国各地から出土しており、郡家や、郡家の出先機関などの存在、さらには郡家の構造や機能などを類推するまでの手がかりとなっている。しかしながら、近年で

は、郡家やその関連の官衙あるいは施設、郡司層豪族の居宅などとは明らかに考えにくい場所から単独で郡名が記された土器が出土する事例も少なくなく、さしたる遺構が検出されていないケースにおいても、郡名が記された墨書・刻書土器が出土することによって、その場所が郡関係の官衙の出先機関などの施設と直ちに解釈されるような、記載された郡名が一人歩きして遺跡の解釈を歪めてしまうようなケースさえ存在している。

県内では、これまでその種の資料の出土はあまり多くはなかったが、ここ数年の間に相次いで古代の郡名が記された墨書・刻書土器の出土が報じられるようになってきた。

県内出土の郡名記載墨書・刻書土器62点の内、刻書土器は3点のみであり、他は全て墨書土器である。本県内では現在までのところ、佐位郡家正倉院の遺構が発見された三軒屋遺跡と、新田郡家郡庁院及び正倉院跡が検出された天良七堂遺跡の2箇所しか確実な郡家遺跡は発見されておらず、三軒屋遺跡では郡名に関わる文字が記された土器は今のところは出土していない。

周知のように古代の上野国には和銅4年(711)に新設された多胡郡を含めて14郡が存在していたが、県内の遺跡から出土した郡名記載土器は、このうちで、群馬・勢多・佐位・新田・山田・邑楽・甘楽・多胡・碓氷の9郡にかかわるものであった。

#### (1) 「新田」郡名記載土器

県内からこれまでに出土した郡名記載土器で最も数量的に多いのは、新田郡に関わるものである。

『和名抄』では、新田郡は、新田・渟野・石西・祝人・淡甘・駅家の6郷からなる中郡とされている。新田郡の郡名に関わる文言が記された墨書・刻書土器は、本遺跡出土の「人田」「人」「田人」などと記された墨書土器を含めて、県内から出土した郡名記載土器62点の内、その半数以上の32点になる。そのうち刻書土器は、郡家に程近い太田市成塚町成塚住宅団地遺跡から出土した土師器椀体部外面に正位で「入田」と記されたものと、同市市野井境ヶ谷戸遺跡から出

土した須恵器杯の底部外面に「入」と記載されたものの2点のみで、他はいずれも墨書土器である。

「入田」の文字が刻書された土師器椀が出土した太田市成塚町の成塚住宅団地遺跡及び「新田」の文字が記された須恵器杯と「入田」の文字が記された土師器杯が出土した石橋地蔵久保遺跡は郡家跡天良七堂遺跡の東側にごく近接する郡家周辺集落遺跡であり、位置的にも郡名記載土器が出土して自然な場所ではある。

また、先述した「入」の文字が刻書された須恵器杯が出土した太田市市野井境ヶ谷戸遺跡は、小規模な範囲にわたる調査であり遺跡の性格は明確にできておらず、また、郡家跡天良七堂遺跡の西南西約2kmと郡家からもやや離れるが、集落遺跡からは出土することがあり得ない唐三彩陶枕片が出土しており、郡家との密接な関連を想定できる。須恵器蓋の内面に「入田」と記されたものが1点、ほかに「入」の1文字が記された資料が8点、計9点の郡名記載墨書・刻書土器が出土している。

それら郡家周辺近接遺跡から出土した郡名記載土器に比して、「新」1文字が墨書された土器が3点出土した太田市上田中の前六供遺跡と「入」の1文字が底部外面に墨書された須恵器杯が出土した太田市中江田の中江田原遺跡は、ともに郡家の南西にやや離れた位置に位置している。しかしながら、前六供遺跡からは郡家ないし荘所における物資の検収に関わる記録木簡がこれら郡名記載墨書土器と共に同じ井戸跡から出土している。また、この井戸跡の構造は堅固精緻であり、およそ一般集落のものとは見なしがたい。

このように、新田郡の郡名記載土器は、みどり市宮久保遺跡3号竪穴建物跡から出土した「入田」と底部外面に墨書された須恵器皿と、本遺跡及び隣接する鹿島浦遺跡出土の一連の資料以外、郡家跡天良七堂遺跡から比較的近い範囲の遺跡か、あるいは郡家と関連する官衙の出先機関等と考えられる遺跡からの出土に限られている。記載された文字は、本遺跡から出土した「人田」「人」「田人」と記された

墨書土器を含めて、「入田」ないしその1文字「入」が、新田郡名記載土器全30点のうちの26点を占めている。『延喜式』や『和名抄』の現存する写本では、いずれも「新田」と表記し、近代に至るまで「新田」の語が使用されているが、『万葉集』の写本では「爾比多」、平安時代の『延喜式』や『和名抄』では「爾布多」と読みが振られており、「ニヒタ」「ニフタ」と発音されていたようである。郡内所在遺跡から出土している「入田」と記された墨書・刻書土器が多く出土していることは、「ニフタ」と発音されていたことを裏付ける。

「入田」「新田」の郡名ないしその一部が記載された墨書・刻書土器30点のうち16点が底部外面への記入であり、一般的に言われてきた官衙遺跡出土墨書・刻書土器の全般的な文字記入部位傾向によく合致している。また、8割強という須恵器の占有率の高さは、新田・山田両郡が一大窯業生産地域であることから考えれば当然のことと言えよう。

##### （2）「山田」郡名記載土器

山田郡の郡名が記されたものは、現在のところ全て墨書土器で、本遺跡から出土した「山」1文字が底部外面に記された4区1号竪穴建物跡出土の須恵器杯と、「山田」の郡名がフルに記された1区出土の須恵器杯2点・3区1号溝跡出土の椀1点の計4点に、4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡のさらに南東側に隣接する東今泉鹿島遺跡から出土した須恵器杯の底部外面に「山田」の郡名が墨書されたものが1点の計5点ある。

この両遺跡における遺構の検出状況からみれば、営まれた建物群を官衙ないしその関連遺跡とみることは到底考えにくい。しかしながら東今泉鹿島遺跡では郡の官人から郡家に宛てられた文書が漆紙として出土しており、約1.5km西方の太田市緑町古冰地区に所在が想定される山田郡家から漆容器の蓋紙として払い下げられた文書の反故がもたらされていることからも、郡家との密接な関連が伺える。

#### 4. 移動する郡名記載土器

ところで、静岡県内の郡家遺跡からは、遺跡出土の全郡名記載土器中に占める割合は極めて少ないながらも、当該郡に隣接する郡の厨家を示す文字が記された資料が往々にして出土している。例えば、駿河国有度郡家跡(静岡市ケイセイ遺跡)からは、隣郡・安倍郡を示す「安」の文字、駿河国益頭郡家跡(藤枝市郡遺跡)からも隣郡・安倍郡家厨家を意味する「安厨」の文字、同じく志太郡家跡御子ヶ谷遺跡からはやはり隣郡・益頭郡家厨家を意味する「益厨」の文字、などがそれぞれ記された墨書土器が各1点ずつ出土している。また、遠江国敷智郡家・栗原駿家跡と考えられている浜松市伊場遺跡からも、「布知厨」と記された墨書土器の他に、隣郡・長下郡家厨家を意味する「下厨南」と記された墨書土器が出土している。

さらに、上総国分尼寺に隣接する集落遺跡・千葉県市原市坊作遺跡からは、所在郡「市原厨」と記された墨書土器と共に、隣郡・海上郡家厨家を示す「海上厨」と記された墨書土器が出土している。同遺跡は、全くの集落遺跡ながら、立地条件や出土遺物などから上総国分尼寺建立に関わる集落と考えられ、出土したのが官衙そのものの遺跡ではなくとも、国の施設に関連する場所では、当該郡以外の郡厨家記載土器が出土するケースがあり得るということを示している。

郡名記載土器が郡境を越えて移動するケースがあることについては、まず、国府ないし郡家における恒例・臨時の行事に伴う饗宴に当たって、当該官衙にとどまらず、国府においてはその管轄郡厨家が、また郡家にあっては近隣郡郡家厨家が動員されたケースが想定できる。儀制令元日国司条にみえるように、元日朝賀の饗宴に際しては、国司が国府の財政の中から経費を支出して郡司等に酒食を供することになっており、さらに、郡司告朔の儀、吉祥悔過法会などの恒例行事及び臨時の行事に際しては様々な饗宴の場が設定されていた。国厨の職掌の第一は、こうした国府内で行われる儀礼に伴う公的な饗宴に際して食膳供給を行うことにあった。

また、様々な史料から、国司館やあるいは国府外における饗宴や、部内巡回・赴任等の国司の公務旅行に際して、出張先に「国厨之饌」が届けられるケースも想定することができ、「郡厨」あるいは「(某)郡厨」と記された土器についても、およそ同様の機能を想定することが可能である。

「国厨」・「(某)郡厨」と記された土器の意味は、平川南氏が指摘しておられるように、そこに盛られた酒食類が「国厨之饌」あるいは「(某)郡厨之饌」であることを表示したものである。諸官衙厨家保管の食器は膨大な数ににのぼると考えられるが、それにもかかわらず、出土土器全体の中で「(某)厨」と表記された土器数があまりにも少ないと、「国厨」・「(某)郡厨」、あるいは郡名が記された土器が、それぞれの国府や郡家からかけ離れた場所から出土することも少なくないことから考へるならば、「厨」あるいは郡名等を土器に記入することの意味を、従来言われてきたように「厨施設がその食器を保管・管理する上で食器の所有・所属を明示するために記銘した」という点のみに集約しきれるものではない。

また、国厨や各郡厨からは、各官衙内外に酒食が供給されたわけであるから、「国厨」・「(某)郡厨」・郡名記載土器などが出土した場所が、それらの官衙、あるいは官衙内の厨施設そのものと即断することは出来ない。「国厨之饌」「(某)郡厨之饌」が供給され、酒食が消費された饗宴の場であった可能性もあるうし、また、国府・郡家の出先機関や下部組織が置かれた場所であるとの想定も成立しよう。

さらに、国府に上番、あるいは労働徴発された傭丁等に対して、各出身郡厨家が食料を供給することがあったか、あるいは傭丁たちが出身郡単位に編成されて、これに関わる厨家が「某郡厨」という形で国府内に設置されていたことに因る可能性も平川南氏によって提示されている。

一方、郡家遺跡において、当該郡厨家名を記した土器と共に近隣郡厨家名を記した土器が出土するような事例については、まず、国司の部内巡回の際の接待など郡家における大きな饗宴に当たって、当該

郡厨家が弁備できる労働力や食材・食器だけでは間に合わず、近隣郡厨家の労働力と食器等が臨時に動員されるような場合や、他郡厨家から食膳や食器そのものが運び込まれた場合、などが想定できる。

また、郡家が伝馬を利用した官人の交通支援機能、宿泊・給食・供給にあたった施設でもあったことからみれば、国司や伝使の移動、あるいは郡司相互の通交に伴って、他郡郡家厨家で調達した食事や食器が携行され、持ち込まれた場合なども考えられる。

上総国分尼寺造営に関わる集落である千葉県市原市坊作遺跡から隣郡厨家を示す墨書き土器が出土した事例は、国分尼寺造営という郡を越えた国レヴェルの事業に際して、食膳供給等の面で、他郡厨家が動員されるような場合があったことを物語っている。

このように某郡厨記載土器の出土には様々なケースが考えられる。ただ単に郡名、ないし郡名の一部が記された土器の中には、「某郡厨」の省略表記も存在していたであろう。某郡名表記土器の解釈の一つの可能性として提示しておきたい。

いずれにしても「某郡厨」表記土器が表記郡の境を越えて出土することは当時の様々な状況から充分に説明の付くことであり、不自然な事態では無いことが判明するのである。さらに、そこから敷延すれば、郡名ないしその一部の文字が記された土器が、郡境を越えて当該郡以外の場所や、あるいは郡内であっても明らかに郡家ないしその関連官衙のある場所とは考えにくい場所から出土するケースについては、やはり同様に、郡名記載土器の移動が想定可能な様々なケースの中で解釈することが可能である。

なお、静岡県内の郡家遺跡である藤枝市御子ヶ谷・秋合両遺跡や、浜松市伊場遺跡、同市井通遺跡などにおける大溝からの大量の土器出土状況からは、祭祀・儀礼における郡名記載土器の使用の可能性も想定できるところである。

その際に、それら「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」が供された先は、現実世界の貴顕に止まらず、神仏などに対するケースも考えられる。さらに言うなれば、実際には、「国厨之饌」・「(某)郡厨之饌」で

なくとも、そのようなブランドを騙って国・（某）郡厨銘、あるいは郡名記載土器が供えられたケースさえ存在していた可能性が考えられる。

### 5. 本遺跡における郡名記載土器の出土の意味

本遺跡から山田・新田両郡に関係する墨書き土器が出土していることの意味や理由については、上述してきたような、様々なケースが想定できるところである。しかしながら、先述したように、当該郡隣郡の郡名が1～2点、当該郡名記載土器に混じって出土するケースはこれまであったが、本遺跡及び周辺遺跡のように、当該郡名記載土器よりも隣郡名記載土器の方が多く出土しているようなケースは、これまでのところ全国的にも類例がない。その特異性こそが、本遺跡の特質の一つと言えよう。

本遺跡からは脚付きの円面硯の破片などが数点出土しており、墨痕及び摩耗痕の顕著な硯の存在は、当地における識字層の存在を示唆するところである。また、4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡からは、一般集落ではおよそ使用されにくいような獸足付円面硯が出土していたり、さらにその南東に隣接する東今泉鹿島遺跡からは漆紙文書が出土し、郡家で廃棄された反故紙が容易に入手できる環境としての郡家との密接な関連が想定される。

本遺跡及びその隣接遺跡では、このように、郡家との密接な関連を示すような顕著な遺物の出土が見られる反面、検出された遺構の状況からみれば官衙的な様相は全く見出しがたい。

出土した当該郡及び隣郡名表記墨書き土器の数が伯仲している点からみれば、まず第一には、国レベルの官衙関連施設か、国司の巡回先と見るのがまず自然なところであろうが、先述したように、遺構の検出状況から見れば、本遺跡はもちろん、西に隣接する大道東・大道西遺跡、南側に隣接する鹿島浦遺跡・東今泉鹿島遺跡とも、全くそのような性格の遺跡とは見なしがたく、また、当然、郡家の出先機関等とも考えにくい。

本遺跡1・3・4区及び鹿島浦遺跡では、竈を軸

として縦長の長方形状を呈する所謂工房型と称される竪穴建物跡がいくつも検出されている。それらの竪穴建物跡は、規則的に整然と配置され、如何にも官衙工房的な配置をされているわけではないが、一般的な住居とは考えにくい、特色有る形状を呈する竪穴建物跡が多いことは特筆できる。

また、1・2区では計8基の粘土採掘坑跡が検出されており、多数の須恵器・瓦窯跡が発見され、古代の一大窯業・製鉄業集積地として著名な金山丘陵から至近の位置にある本遺跡でも、土器生産の一翼が担われていたことが判明している。今回、発掘調査された範囲においては、あまり明瞭な手工業生産の痕跡を見出すことは出来なかったが、本遺跡及び周辺の地において、大規模な手工業生産が展開されていた可能性は強いと言えよう。

さらに、4区の南側に隣接する鹿島浦遺跡や、さらにその南東に隣接する東今泉鹿島遺跡などから漆紙文書が出土していることからみれば、漆塗り作業工房の存在も示唆されるところである。

本遺跡及び周辺遺跡からの郡名記載土器の出土は、本遺跡及び周辺の地に展開した手工業生産の經營主体としての郡の存在が想定できるのではないだろうか。

ただ、当該郡のみならず隣郡名記載の土器が、当該郡名記載土器を上回って出土していることの理由については、そのように想定してもなお、整合的に解釈することは難しい。

山田郡の郡家所在地は、あくまでも現存地名を根拠にしての推定に過ぎないが、仮にその推定が正しいとすると、隣接する新田郡の郡家とは不自然なくらいに、かなり近い位置に所在することになる。また、現・桐生市北部の山間部まで範囲としていた山田郡の領域からみれば、郡家の位置は、郡域の南端に非常に偏った位置にある。

窯業生産と製鉄という手工業生産を基軸産業として成立したであろう山田郡の郡家所在地は、郡域全体から見れば不自然な位置になるわけで、そう言った場所に郡家が設置された背景には、多分に地域首

長同士の、あるいはさらにその上のレベルの国ないし中央政府などとの間のパワーバランスによる政治的な要素が強く想定できるかもしれない。

また、7世紀中葉には造営されたであろう、八ヶ入～大道東・西～鹿島浦遺跡で検出された初期東山道駅路の路線設定とも絡んでくる問題でもある。

金山丘陵北麓で展開された窯業及び生産が、あるいは山田郡一郡のレベルではなく、隣郡・新田郡をも巻き込んだ二郡体制で操業された可能性や、あるいは、一国レベルの経営であった可能性さえも、想定するべきではないだろうか。本遺跡から出土した山田・新田両郡の郡名記載土器は、そのことを示す一つの歴史的な根拠となるであろう。

#### (参考文献)

- 清水みき 1991「食料供給官司名を記す墨書き土器に関する一考察」  
『京都考古』59(京都考古刊行会)pp1-5  
杉山秀宏・高井佳弘2008「住谷コレクション瓦類資料の基礎調査の成果について」  
『群馬県立歴史博物館総要』29(群馬県立歴史博物館) pp25-42  
関本寿雄・高島英之・川原秀夫2006「大泉町出土の墨書き土器について-邑楽郡  
家推定地とその周辺-」『館林市史研究おはらき』2(館林市)pp45-72  
高井佳弘 1999「上野国分寺跡出土の郡郷名押印文字瓦について」  
『古代』107 早稲田大学考古学会pp35-48  
高島英之 2000「群馬県前橋市元総社寺田遺跡出土の墨書き土器・墨書き木製品」  
『古代出土文字資料の研究』(高島英之)東京堂出版pp227-247  
平川南 2000a「『厨』墨書き土器論」「墨書き土器の研究」  
(平川南)吉川弘文館pp102-139、初出1993  
平川南 2000b「墨書き土器からみた役所と古代村落」『墨書き土器の研究』  
(平川南)吉川弘文館pp158-201、初出1988-2000  
平川南 2000c「墨書き土器とその字形」『墨書き土器の研究』  
(平川南)吉川弘文館pp259-324、初出1991

表7 楽前遺跡出土文字資料一覧

遺物番号	出土遺構	器種	文字部位・方 向	釈文	年代
1-210堅-1	1区210号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	体部外面・正面	山田	9後
1-218堅-19	1区218号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	体部外面	□	8中
1-218堅-2	1区218号堅穴建物跡埋土	須恵器・蓋	天井部外面	人	8中
1-235堅-38	1区235号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	底部外面	人田	8後
1-313堅-37	1区313号堅穴建物跡埋土	須恵器・椀	体部外面・倒位	入田	7後
1-332堅-7	1区332号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	底部外面/体部外面・正面	上井/井	9中
1-357堅-5	1区357号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	底部外面	入多	9中
1-1021坑-17	1区1021号土坑埋土	須恵器・椀	底部外面	入田	8後
1-外-62	1区340・733Gr.攪乱埋土	須恵器・椀	体部外面・横位	山田	
3-10堅3	3区10号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	体部外面・正面(刻書二箇所)	王	8後
3-11堅2	3区11号堅穴建物跡埋土	土師器・杯	体部外面・横位	朝	9前
3-1溝	3区1号溝埋土	須恵器・皿	底部外面	山田	9後
4-1堅1	4区1号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	底部外面	山(『樂前遺跡』(1)で提示した釈文を訂正)	9前
4-11堅2	4区11号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	体部外面・正面	×人	9前
4-14堅6	4区14号堅穴建物跡埋土	須恵器・杯	体部外面・正面	乙	8後
4-1溝10	4区1号溝跡埋土	須恵器・杯	底部外面	田人	8中
4-1溝35	4区1号溝跡埋土	須恵器・蓋	外面	田人	8中

表8 群馬県内出土郡名記載土器一覧

番	出土遺跡名	出土遺構	釈文	器種	文字部位 方向	年代
1	前橋市元総社寺田遺跡(国府関連)	VII区6溝埋土	邑厨	須恵・杯	底外	古代
2	"	VII区河道埋土	佐	須恵・杯	体外正	古代
3	前橋市青梨子金古境遺跡	2号堅穴埋土	車(焼成後刻書)	土師・杯	底内	古代
4	前橋市荒子小学校校庭遺跡	14号堅穴埋土	車/車	須恵・杯	底外/体内横	古代
5	前橋市前山II遺跡	2号堅穴埋土	車 車 火 火	土師・杯	底外	古代
6	"	"	車 東院/車	土師・杯	底内/底外	古代
7	"	3号堅穴埋土	車	土師・杯	底外	古代
8	"	3号堅穴埋土	車/車	土師・杯	底内/底外	古代
9	前橋市堤沼上遺跡	37号堅穴埋土	勢多	須恵・椀	体外横	9末
10	伊勢崎市十三宝塚遺跡	32号堅穴埋土	佐/佐	須恵・椀	底内外	古代
11	"	37号堅穴埋土	家佐	須恵・杯	体外横	古代
12	"	02溝埋土	左	須恵・蓋	摘	古代
13	みどり市宮久保遺跡	3号堅穴埋土	入田	須恵・皿	底外	9
14	太田市成塚住宅団地遺跡(新田郡家関連)	E151号堅穴埋土	入田(焼成前刻書)	土師・椀	体外正	9
15	太田市石橋地蔵久保遺跡(新田郡家関連)	4区2号堅穴埋土	新田 梶力	須恵・杯	底外	8
16	"	4区5号堅穴埋土	入田	土師・杯	底外	8
17	太田市境ヶ谷戸遺跡(新田郡家関連)	1次2号堅穴埋土	入	須恵・杯	底外	8
18	"	"	入田	須恵・蓋	内	8

#### 第4章 調査成果の整理とまとめ

番	出土遺跡名	出土遺構	釈文	器種	文字部位方向	年代
19	"	1次9号竪穴埋土	入	須恵・椀	底外	8
20	"	"	入	須恵・杯	底外	8
21	"	"	入	土師・杯	底内	8
22	"	"	入カ	土師・杯	底内	8
23	"	1次1号土坑埋土	入(焼成前刻書)	須恵・杯	底外	8
24	"	4次1号竪穴埋土	入	須恵・杯	底外	8
25	"	"	入	須恵・椀	底外	8
26	太田市村田本郷Ⅲ遺跡(新田郡家関連)	1号溝埋土	入カ田	須恵・杯	底外	8
27	太田市前六供遺跡(新田郡家関連)	3号井戸埋土	新新	須恵・皿	体内外正	9後
28	"	"	新	須恵・椀	体外正	9後
29	"	"	新	須恵・杯	体外正	9後
30	太田市中江田原遺跡(新田郡家関連)	E6号溝埋土	入	須恵・杯	底外	8
31	太田市天良七堂遺跡(新田郡家跡)	2次1号溝埋土	入田	須恵・杯	体外横	9
32	"	"	入田	須恵・皿	底外	9
33	"	"	入田	須恵・椀	底外	9
34	"	2次3号溝埋土	入田カ	須恵・杯	体外正	9
35	"	"	入田	須恵・皿	底外	9
36	"	2次14号竪穴埋土	入田	須恵・皿	底外	9
37	太田市楽前遺跡	1区210号竪穴埋土	山田	須恵・杯	体外正	9後
38	"	1区218号竪穴埋土	人(「入」の意か?)	須恵・蓋	外	8中
39	"	1区235号竪穴埋土	人田(「入田」の意か?)	須恵・杯	底外	8後
40	"	1区313号竪穴埋土	入田	須恵・碗	体外倒	7後
41	"	1区357号竪穴埋土	入多カ	須恵・杯	底外	9中
42	"	1区1021号坑埋土	入田	須恵・椀	底外	8後
43	"	1区攪乱	山田	須恵・椀	体外横	
44	"	3区1号溝埋土	山田	須恵・皿	底外	9後
45	"	4区1号竪穴埋土	山	須恵・杯	底外	9前
47	"	4区11号竪穴埋土	×人(「入田」の意か?)	須恵・杯	体外正	9初
48	"	4区1号溝跡埋土	田人(「入田」の意か?)	須恵・杯	底外	8中
49	"	4区1号溝跡埋土	田人(「入田」の意か?)	須恵・蓋	外	8中
50	太田市鹿島浦遺跡	1・2区50号竪穴埋土	人(「入」の意か?)	須恵・杯	底外	9前
51	"	7区8号竪穴埋土	入/入	須恵・碗	体外正/底外	9後
52	太田市東今泉鹿島遺跡	50号溝埋土	山田	須恵・杯	底外	8
53	大泉町専光寺付近遺跡	10号墳周溝埋土	上邑厨	須恵・高台皿	底外	9後
54	藤岡市上栗須寺前遺跡	62号竪穴埋土	多胡	灰釉・皿	底外	9後
55	"	"	多	須恵・椀	底外	9後
56	"	73号竪穴埋土	多	須恵・杯	底外	9後
57	"	93号竪穴埋土	多	須恵・杯	体外横	9後
58	"	118号竪穴埋土	多	須恵・椀	体外倒	9後
59	"	163号竪穴埋土	多	須恵・椀	体内	9後
60	"	5255号土坑埋土	多	須恵・椀	体内外正	9後
61	高崎市多胡蛇黒遺跡	39号竪穴埋土	甘	須恵・杯	体外正	8後
62	安中市西裏遺跡	H2号竪穴埋土	確×	須恵・椀	底外	9前

\*文献1・2. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『元総社寺田遺跡』Ⅲ 1996、3.県央第一水道遺跡調査会『青梨子金古境遺跡』1995、4.前橋市埋蔵文化財発掘調査団『荒子小学校校庭Ⅱ・Ⅲ遺跡』1990、5~8.前橋市埋蔵文化財発掘調査団『前山Ⅱ遺跡』1990、9. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『堤沼上遺跡』2008、10~12.群馬県埋蔵文化財調査事業団『史跡十三宝塚遺跡』1992、13.笠懸村教育委員会『笠懸村宮久保遺跡』1989、14.太田市教育委員会『成塚住宅団地遺跡』1990、15~16. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『石橋地蔵久保遺跡』2008、17~25.新田町教育委員会『境ヶ谷戸・原宿・上野井Ⅱ遺跡』1994、26.太田市教育委員会『市内遺跡XⅡ』1996、27~29.新田町教育委員会『前六供遺跡・後谷遺跡・西田遺跡』2000、30. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『中江田八ッ繩遺跡』1996、31~36.新田町教育委員会11『天良七堂遺跡』Ⅱ 2004・太田市教育委員会『天良七堂遺跡』2008、37~49. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『樂前遺跡』(1)(2) 2009・2010、50~51. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『鹿島浦遺跡』2010、52. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『東今泉鹿島遺跡』2007、53.大泉町教育委員会『専光寺付近遺跡』1987~1992、54~60. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『上栗須寺前遺跡群』Ⅲ、61. (財)群馬県埋蔵文化財調査事業団『多胡蛇黒遺跡』1993、62.安中市埋蔵文化財発掘調査団西裏遺跡』2005